

第9号様式（1／1）

（申請先）川崎市長

処分承認申請書

川崎市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条及び第17条の規定に基づき、次のとおり財産処分の承認を申請します。

☐ は、該当するものに■又は□をしてください		記入日	令和 年 月 日
住所	〒		
	（転居する場合）転居日：		
	転居後の住所：〒		
フリガナ			
氏名			
TEL/携帯		E-mail	
処分する 補助対象設備等	☐ 太陽光発電設備（FITを適用するもの） ☐ 太陽光発電設備（FITを適用しないもの） ☐ 蓄電池 ☐ ZEH / ZEH Oriented ☐ ZEH+		
住宅区分	☐ 個人住宅 ☐ 共同住宅	申請書 受付番号	年度設置 第 号

（処分に係る情報）（該当する項目に□してください。）

処分方法	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸与 ☐ 廃棄 ☐ 移設 ☐ 不使用 ☐ その他（ ）
処分年月日	
処分の理由	
処分する 補助対象設備等 の取扱い	1 次の所有者が補助対象設備等を引き続き（ ☐ 使用する ☐ 使用しない）。 2 営利を目的とした処分（ ☐ ない ☐ ある）。 3 処分により利益を（ ☐ あげることはない ☐ あげる）。 （処分することによって利益があった場合には、その額を記入： ） 4 その他 （ ）
権利義務の継承	（処分することによって、所有者、使用者が変更となる場合のみ） ☐ 要綱第16条第2項（下記参照）に定める内容について、継承する所有者又は使用者に説明し、適切な運用を行うことを確認しました。

※要綱第16条第2項（要旨）：

「補助対象設備等を継承する補助金受給者以外の者は、補助金の交付に係る権利義務も継承するものとし、継承した補助対象設備等を善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用をしなければならない。」